

緊急事態発生時における救急体制 (運転事故・火山爆発)

九州産交ツーリズム株式会社
阿蘇山ロープウェー

平成 20 年 5 月

目 次

緊急時における救急体制指導心得

1. 緊急事態発生時の通報及び処置体制
 - 1-1 緊急事態発生時の報告経路
 - 1-2 緊急事態発生時の緊急機関への要請経路
 - 1-3 緊急事態発生時の関係現場機関の処置
 - 1-4 監督官庁、司法機関への連絡方法

2. 事故対策本部の設置
 - 2-1 事故対策本部及び現地対策本部の設置基準
 - 2-2 事故対策本部の組織及び業務

3. 緊急出勤体制
 - 3-1 職員の非常召集方法
 - 3-2 救急応援先への連絡方法

4. 広報体制
 - 4-1 利用者に対する事故通報方法

5. 復旧及び代行輸送方法
 - 5-1 職員の非常召集方法
 - 5-2 レッカー車等特殊車両の手配方法
 - 5-3 代行輸送の確保方法

6. その他
 - 6-1 緊急通信設備の確保方法
 - 6-2 被害者の把握

緊急時における救急体制指導心得

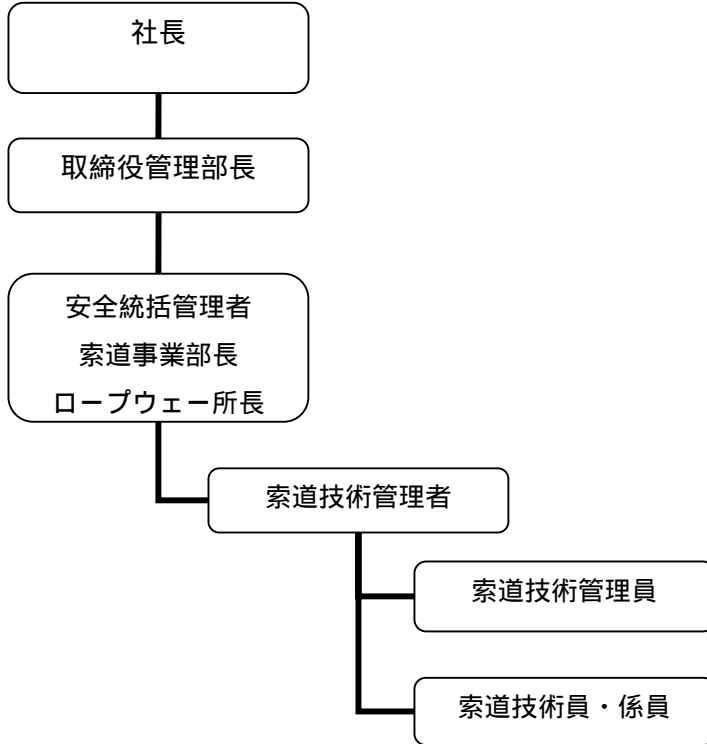
交通運輸業の使命として当索道事業では旅客輸送の安全確保施設並びに運転保安施設の整備改善に万全を期し、全国各地から観光客を迎えて鋭意輸送機関としての役割につとめています。

当阿蘇山ロープウェーは世界に比類がない活火山に架けられた特異なロープウェーとして防災施設も十分ほどこし、火山活動による防災対策には特に細心の注意を払って対処しています。

このような火山活動による緊急事態の発生及び運転事故等の緊急時における救急体制として従業員の指導心得を下付のとおり策定します。

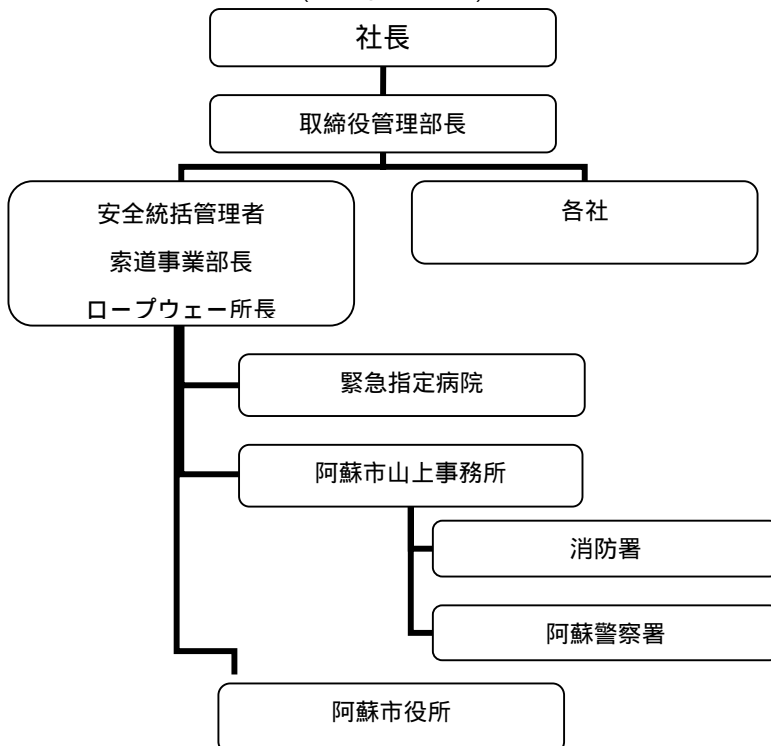
1. 緊急事態発生時の通報及び処置体制

1 - 1 緊急事態発生時報告経路



1 - 2 緊急事態発生時の緊急機関への要請経路

(火山爆発時)



1-3 緊急事態発生時の関係現場機関の処置

- (1) 緊急事態発生の場合、索道事業部長(安全統括管理者) 救護体制の総指揮を行う。但し、火山爆発の場合は、阿蘇市山上事務所と緊密な連絡をとりながらこれを行う。
- (2) 緊急事態発生の場合、係員は適切な臨機応変の処置を施したあと速やかに索道技術管理者及び索道技術管理員に報告してその指示を受ける。
- (3) 緊急事態発生の場合、下記の事項について報告する。

発生時刻

事故の種類

状 況

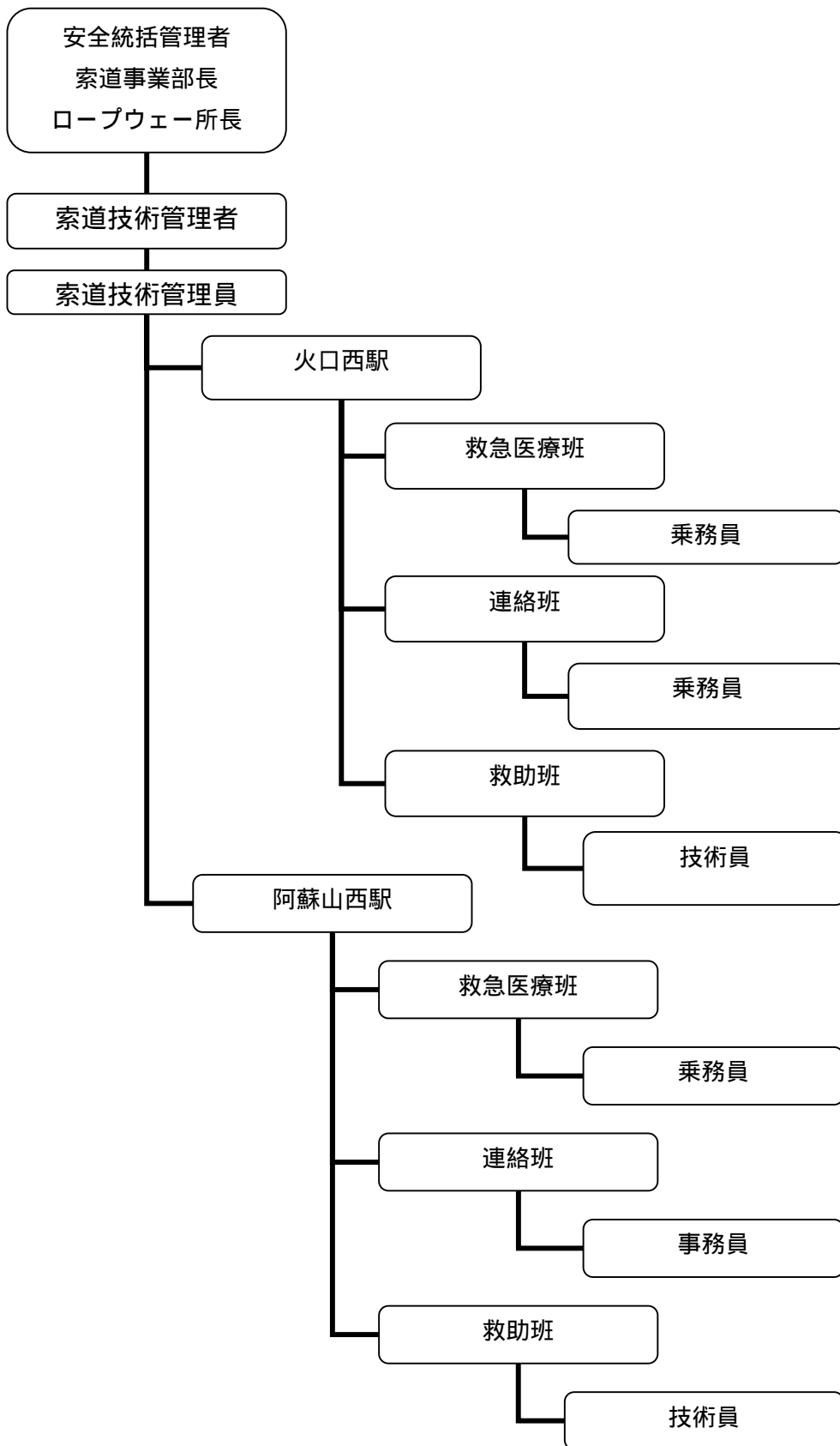
原 因

被害報告

処 置

復旧見込み

- (4) 索道事業部長(安全統括管理者)は次の事項を担当する。
 - (イ) 事故の概況を取締約管理部長へ速報する。
 - (ロ) 関係機関への連絡及び救助の要請。
 - (ハ) 必要に応じ職員の非常召集。
 - (ニ) その他、適宜係員に必要な指示を与えると共に総括する。
- (5) 火山爆発の場合、索道事業部長(安全統括管理者)は索道技術を管理者に下記の事項を指示する。
 - (イ) 搬器の運行停止
 - (ロ) 乗客の避難誘導
 - (ハ) 救助隊の編成及び負傷者の救出
 - (ニ) 負傷者の応急処置ならびに救急車の手配
- (6) 現場機関救急体制



(7) 緊急時の医療体制

- イ) 緊急医薬品は常に整備して駅毎に備える。
- ロ) 係員は臨機応変の処置をした後、索道技術管理者の指示を受ける。
- ハ) 安全統括管理者は的確な状況判断により、必要な救護要請を行う。

(8) 事故の処置

(停電および故障の場合)

1. 運転係は出発準備完了の合図を受けた後、運転に支障を生じた場合またはその通報を受けたときは運転操作を中止し、直ちに索道技術管理員に急報しなければならない。万一、事態が急迫して通報するいとまがないときは最善の処置を施し、乗務員に連絡するとともに遅滞なく索道技術管理員に報告しなければならない。
2. 係員は、出発準備完了の合図後出発中止の必要が生じたときは非常用の停止スイッチを操作して出発を中止しなければならない。
3. 運転係は、運転中乗降及び搬器からの停車の非常合図を受けたときは、ただちに非常用スイッチを使用し、急停車させなければならない。
4. 運転係は、運転中急停車の必要が生じた場合は非常用の停止スイッチを使用し、非常用の停止スイッチが作用しないときは、直結制動機を操作して急停車させなければならない。
5. 前(3)、(4)項により搬器を急停車させた場合、運転係はその状況をすみやかに索道技術管理員及び乗務員に通報しなければならない。
6. 運転係は運転中において停電、その他運転搬器に係る原因のため、途中停電したときは、乗務員及び索道技術管理員に対してその状況を通報し、発車にあたっては相互連絡のうえ運転を開始しなければならない。
7. 運転係は運転中において停電または常用原動機に故障があったときは予備原動機により運転しなければならない。
8. 搬器に係る原因のため途中停車したときは、運転係はその状況を聴取した後、当該乗務員と連絡のうえ運転を開始しなければならない。
9. 乗務員は運行中において非常事態が発生したときは、運係又は索道技術管理員に対して通報しなければならない。
10. 前項により搬器の運行を停止させたときは、乗務員はその状況を運転係及び索道技術管理員に対して通報しなければならない。
11. 再び運転を開始する場合も前項により各々連絡しなければならない。
12. 乗務員は救助作業を行うときは、特に状況を冷静に判断し索道技術管理者の指揮を受け、乗客に対しては必要な案内を行い他の係員と協力して応急下降器等により救出しなければならない。

(異常気象時の場合)

1. 風、雨、雪、霧及び火山活動の状態等により索道の運転に危険を生ずるおそれがあるときは、索道技術管理員は索道施設の警戒を厳にし、必要と認めた場合は運転を中止または徐行するなど臨機の処置を施し、実施状況を索道技術管理者に報告しなければならない。
2. 風速 26m/秒以上(10秒間継続した時)の場合は運転を行ってはならない。

(立入規制発令の場合)

索道技術管理者は旅客に対して立入規制の内容を説明し、運行を中止しなければならない。

尚、火口西駅の旅客の避難誘導についても、索道技術管理者の指示を受け安全な場所へ早退に退去させる。

(火山爆発の場合)

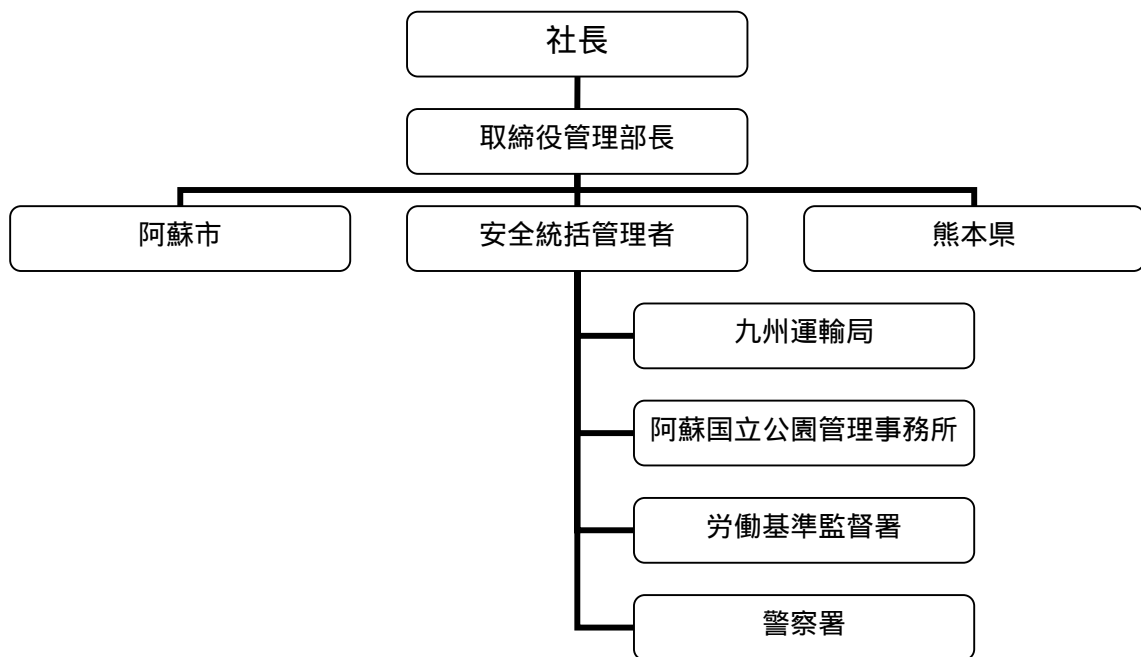
1. 索道技術管理者は、安全統括管理者の指示を受け係員を指揮し相互間の連絡を密にし、避難誘導にあたる。
2. 係員は、火山爆発の通報又は爆発を了知した場合は、駅舎周辺の旅客に対し、駅舎内周辺への避難の呼び掛け及び誘導を行う。
3. 係員の通報により運転係は、搬器を速やかに近い方のホームへ到着させなければならない。尚、停電した場合は予備エンジンにて運転する。

(9) 事故の報告

索道技術管理員は運転中における事故及び運転に支障のある索道施設の障害等異常があったときは、臨機の処置を施し、安全統括管理者に速報してその指示を受けなければならない。

1-4 監督官庁、司法機関への連絡方法

(1) 連絡先



(2)連絡方法

(イ)電話 (ロ)文書 (ハ)出頭報告

2. 事故対策本部の設置

2-1 事故対策本部及び現地対策本部の設置基準

(1) 事故対策本部設置

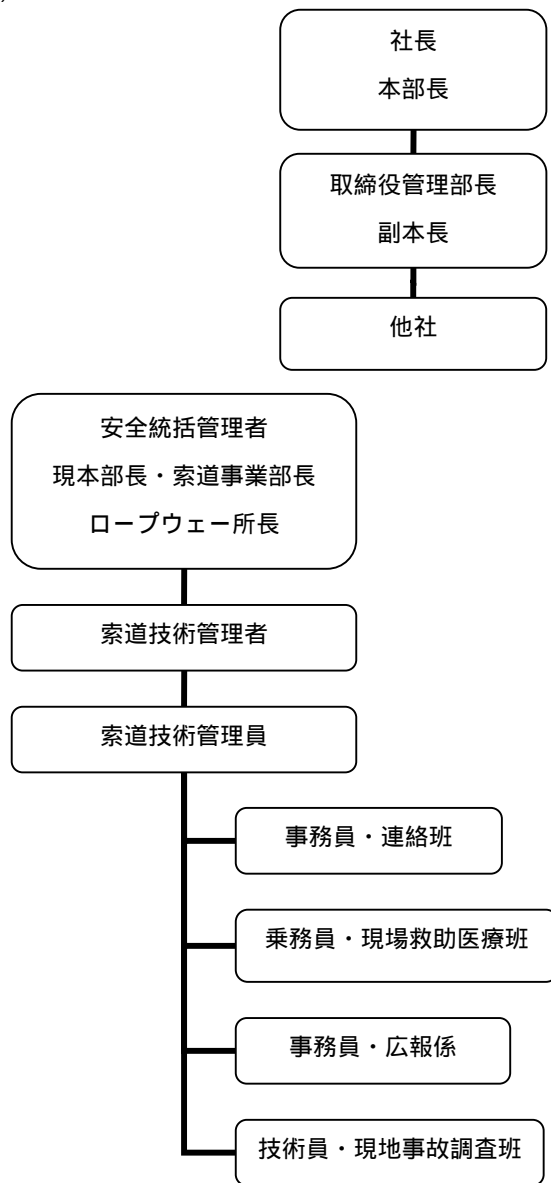
- (イ)索道運転事故に係るもので乗客に死亡者が生じた場合。
- (ロ)火口の爆発等天災によりロープウェー旅客に死傷者を生じた場合。
- (ハ)索道施設に甚大なる被害を蒙り復旧が長期に亘る場合。
- (ニ)索条が切断した場合。
- (ホ)搬器が落下した場合。

(2) 現地対策本部設置

- (イ)搬器が他の搬器又は工作物に衝突し、破損した場合。
- (ロ)搬器が火災を生じた場合。
- (ハ)搬器の運転による多数の負傷者を生じた場合。
- (ニ)運転事故以外で索道施設内において死傷事故発生の場合。
- (ホ)索道施設内において火災等により建物、搬器に甚大なる被害を蒙った場合

2 - 2 事故対策本部の組織及び業務

(1) 組織



(2) 業務

- イ) 事故対策本部は本社に設置し、社長統括のもと取締役管理部長がこれを補佐する。
- ロ) 現地事故調査班は事故発生の場合直ちに現場に急行し、事故の原因及び概況について調査に当たる。
- ハ) 広報係は事故概況について、負傷の程度、負傷者数、身元確認し、家族との連をとるなど対外的な広報に当たる。
- ニ) 現地救護班は事故発生の場合、直ちに現場に急行し、救助作業に当たる。
- ホ) 救急機材輸送班は事故現場の救援に必要な機材を手配して現場に急行する。
- ヘ) 被害者の救助班は被害者の事故現場から救急病院へ送る手配及び被害者の保護に係る一切の業務に当たる。
- ト) 現地 事故対策本部は阿蘇山西駅に設置し、安全統括管理者の統括により索道技術管理者がこれを補佐する。
- チ) 現地 連絡班は事故発生の場合、急行し事故の概況を確認してから索道技術管理者が安全統括管理者へ速報し、救助活動に必要な各班との緊密な連絡、手配関係等の連絡業務に当たる。
- リ) 現場 救助班は事故発生の場合、現場に急行し被害者の応急処置を施すなど救助ならびに医療の業務に当たる。

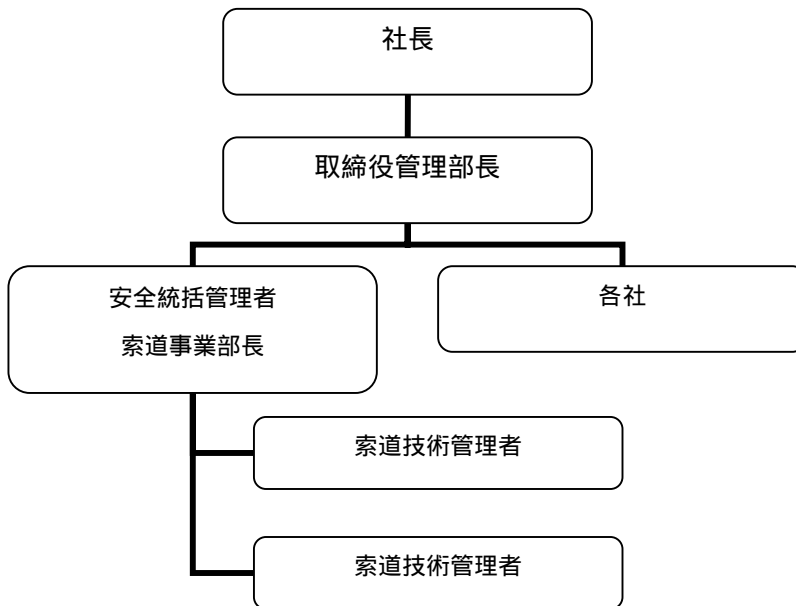
3. 救急出勤体制

3 - 1 職員の非常招集方法

職員の非常招集方法の連絡用として住所録(TEL)を本社及び阿蘇山西駅に備える

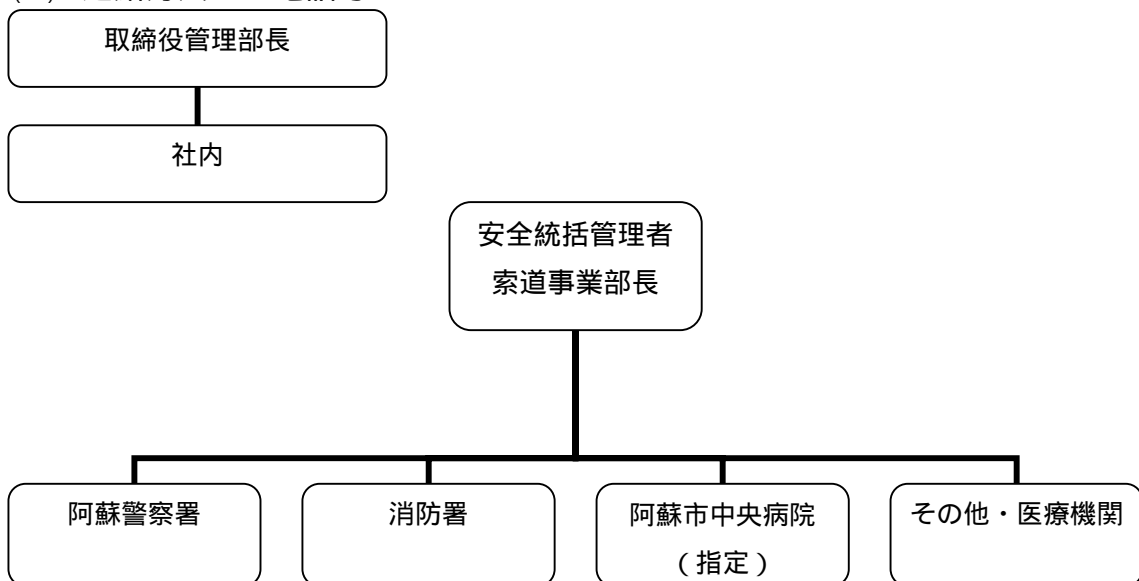
召集方法…電話

連絡系統



3 - 2 緊急応援先への連絡方法

(2) 連絡方法…電話等

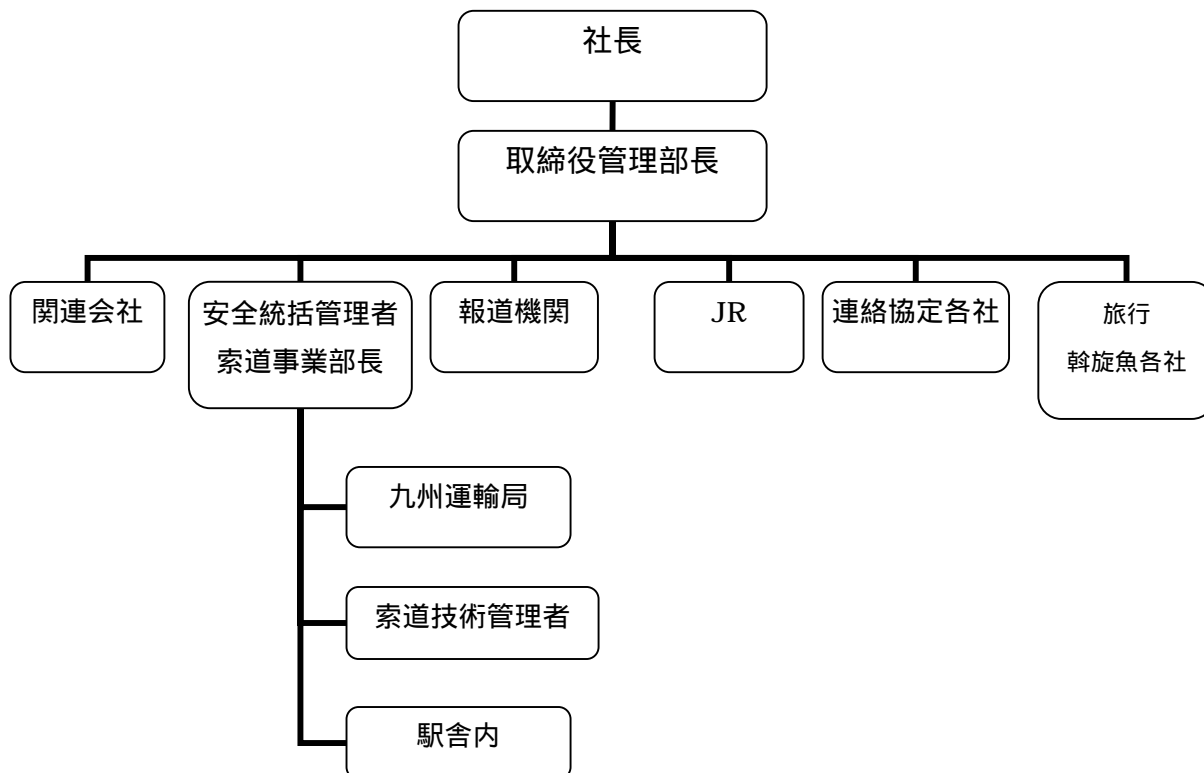


4. 広報体制

4 - 1 利用者に対する事故通報方法

(1) 担当者

(イ) 本社 取締役管理部長



(2) 通報方法

- イ) 駅車内マイク放送
- ロ) 構内掲示
- ハ) 文書による通知状
- 二) 報道機関を利用しての通知
- ホ) 電話連絡

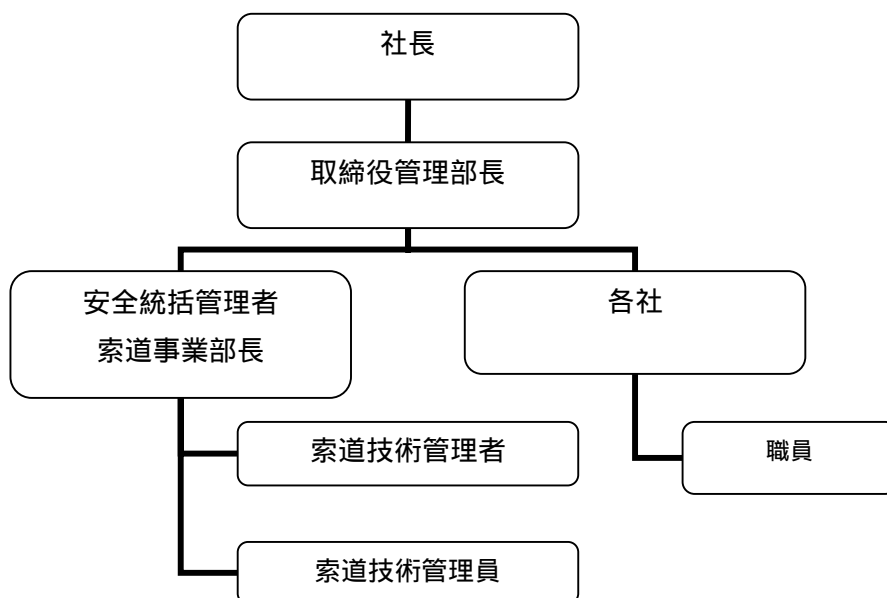
5. 復旧及び代行輸送方法

5 - 1 職員の非常招集方法

- (1) 職員の非常招集時の連絡用として住所連絡簿を本社及び阿蘇山西駅に備える
- (2) 召集方法

(イ) 電話等

(3)連絡系統



5 - 2 レッカー車等特殊車両の手配方法

(1)連絡先

高宮クレーン工業(有) (0967 - 22 - 2562)

5 - 3 代行輸送の確保方法

(1)他の交通機関の連絡先

(イ)産交阿蘇営業所 (電話 0967 - 34 - 0211)

(ロ)産交高森営業所 (電話 0967 - 62 - 0515)

(ハ)阿蘇市山上事務所 (電話 0967 - 34 - 0554)

(2)協定等……当社系列会社

6. その他

6 - 1 緊急通信設備の確保方法

(1)通常通信設備……電話 0967 - 34 - 0412

(2)通常通信設備以外に利用できる通信設備

携帯無線機 4個(1.5Km範囲内通信可)

6 - 2 被害者の把握

(1)事故対策本部設置の場合

(イ) 担当者……事故調査班(取締役管理部長)

(ロ) 処理要領

事故発生の場合、担当者は現場に急行し、被害者の負の程度、負傷者数、救急病院の指示、負傷者の身元確認を行い、家族との連絡及び本部、広報係との連絡にあたる。

(ハ)見舞、補助

担当者……管理部

(2)現地事故対策本部設置の場合

(イ)担当者……事故調査班(安全統括管理者及び索道技術管理者)

(ロ)処理要領

事故発生の場合、担当者は現場に急行し、被害者の負傷の程度、負傷者数、救急病院の指示、負傷者の身元確認を行い、家族との連絡及び事故概況の調査結果を総務部長へすみやかに報告する。

(ハ)見舞、補助

担当者……管理部

事故被害者に対する病院一覧表

所在地	病 院	電 話 番 号	住 所
熊本市内	熊大付属病院	096 - 373 - 5972	熊本市本荘町
"	熊本国立病院	096 - 353 - 6501	熊本市二ノ丸
"	熊本市民病院	096 - 365 - 1711	熊本市湖東町
"	済生会病院	096 - 354 - 9163	熊本市宮内
"	熊本赤十字病院	096 - 384 - 2111	熊本市長嶺町
阿蘇市	阿蘇中央病院	0967 - 34 - 0311	阿蘇市黒川
"	市原外科医院	0967 - 34 - 1211	阿蘇市黒川
"	家入外科医院	0967 - 32 - 0048	阿蘇市内牧